

大学入学者選抜における生成AIの取扱いについて

- ✓ 大学入学者選抜における生成AIの取扱いについては、大学入学者選抜が大学教育の一貫したプロセスを前提とするものであることなどから、**各大学において定める生成AIの教学面の取扱いに関する指針や考え方等との整合性を持たせた、適切なルール等が策定・運用されることが期待**される。
- ✓ 例えば、出願書類として志願者本人が記載する資料（※）を求める場合、**出願時や選抜時における生成AIの取扱いを募集要項等（出願書類の作成方法や評価の方針など）に示す**といった方法などが考えられる。

（※）出願や選抜試験に際し、入学志願者本人が記載する資料（活動報告書や大学入学希望理由書、小論文やエッセイなど）が主に想定される。

<大学における具体的な対応例>

【A大学：生成AIの利用に関する留意事項を募集要項（総合型選抜）で明記】

- ・ 出願書類は、入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）を参照し、自身で考えて作成してください。
- ・ 出願書類の評価においては、生成 AI の利用の有無が評価結果に影響を与えないようにします。

【B大学：入学者選抜における生成AIの取扱いに関する方針を公表】

出願時等に提出又は試験当日に持参することを求めている事前課題（レポート、小論文等）・志望理由書・研究計画書・創作物などの成果物については、生成AIによって生成されたものを受験生独自の成果物とは一切みなしません。よって、特段の指示がない限り、入学者選抜において受験生が生成AIを使用することは認めません。

ただし、各種選抜により評価・判定方法が異なるため、生成AIの使用によって作成された成果物を基に評価・判定する場合は、募集要項等にその旨を明記します。

【C大学：入学者選抜における生成AIの利用に関する注意事項を公表】

出願書類等の作成に当たっては、C大学の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を確認し、不正が疑われたり、入学後に学修上のミスマッチが起きたりしないよう、自らの責任において十分に考えたものを提出してください。